

年 度	令和4年度	文書番号	教高 第2320号
受 領 日		起 案 者	高等学校課
起 案 日	令和 4 年 7 月 1 1 日		高等学校／教務グループ
決 裁 日	令和 4 年 7 月 1 2 日		主 査 橋爪 剛
施 行 日	令和 4 年 7 月 1 2 日		(電話番号： 3431)
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-01	校 合 者	阪口 巨基
簿冊番号	30-1	保存期間	3 年
簿冊名	情報公開関係		
公 開 用 簿冊件名	情報公開関係		
保存満了日	令和 8 年 5 月 3 1 日		
文書題名	行政文書の公開請求について（伺い）		
公 開 用 文書題名	行政文書の公開請求について		
決 裁 関 与 者	白木原 亘 [教育振興室] [副理事] 決裁者		
	久 和人 [高等学校課] [参事]		
	武下 一秀 [高等学校／学校経営支援グループ] [課長補佐]		
	松下 信之 [高等学校／教務グループ] [課長補佐]		
関 係 者	今井 尚人 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	杉本 勇氣 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	松田 佳大 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		
	廣江 綾斗 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		

伺い文	標記について、令和4年5月25日付け第号で行政文書の公開の請求がありました。 ついては、次案のとおり非公開決定通知書を請求者あて通知してよろしいか。 お伺いします。	
添付文書情報	添付文書名	種別
	【浄書】_非公開決定通知書386号.doc	電子
施行先	請求者	
施行方法	郵送	
備考		

非 公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 2320 号

令和4年7月12日

様

大阪府教育委員会 印

令和4年6月28日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	令和4年度 東住吉総合高校「公民総合」における行政文書公開請求（全111項目）
公開しないことと決定した行政文書の名称	令和4年度 東住吉総合高校「公民総合」における行政文書公開請求（全111項目）
公開しない理由	当該請求は、その項目数が大量であるばかりか、その個別の内容の殆どは明らかに存在するはずのない文書の公開を求めるものであって、請求人が過去に開示請求した件数やその対応に要した作業時間が膨大であることと相俟って、実施機関の事務の遂行を停滞させることが明らかなものであり、大阪府情報公開条例（以下、「条例」という。）第4条に反する不適正請求と認められるため、当該請求を却下し、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。
担当室・課（所）等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6946-2387（内線 3431）
備 考	

受付番号第 386 号

受付番号第 386号 関連

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「公開しないことと決定した行政文書」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。